

四半期報告書

(第25期第1四半期)

日本オラクル株式会社

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	10
第4 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【株価の推移】	25
3 【役員の状況】	25
第5 【経理の状況】	26
1 【四半期財務諸表】	27
2 【その他】	36
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	37

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年10月14日

【四半期会計期間】 第25期第1四半期（自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日）

【会社名】 日本オラクル株式会社

【英訳名】 ORACLE CORPORATION JAPAN

【代表者の役職氏名】 代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤 隆雄

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山二丁目5番8号

【電話番号】 03（6834）6666

【事務連絡者氏名】 執行役 専務 最高財務責任者 野坂 茂

【最寄りの連絡場所】 東京都港区北青山二丁目5番8号

【電話番号】 03（6834）6666

【事務連絡者氏名】 執行役 専務 最高財務責任者 野坂 茂

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第24期 第1四半期 累計(会計)期間	第25期 第1四半期 累計(会計)期間	第24期
会計期間	自 平成20年6月1日 至 平成20年8月31日	自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日	自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日
売上高 (百万円)	27,700	25,754	115,788
経常利益 (百万円)	8,185	8,441	39,030
四半期(当期)純利益 (百万円)	4,817	4,845	22,740
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—
資本金 (百万円)	22,287	22,290	22,290
発行済株式総数 (千株)	127,090	127,091	127,091
純資産額 (百万円)	74,913	76,289	84,079
総資産額 (百万円)	109,252	108,493	118,699
1株当たり純資産額 (円)	587.19	596.40	658.13
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	37.91	38.13	178.94
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	37.90	—	178.93
1株当たり配当額 (円)	—	—	170
自己資本比率 (%)	68.3	69.9	70.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	6,778	7,823	26,169
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△5,157	7,057	△18,680
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△13,095	△12,723	△21,966
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	20,468	19,621	17,464
従業員数 (名)	2,255	2,175	2,226

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表は作成しておりませんので、連結経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には消費税等は含まれておりません。
- 3 当第1四半期累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社および当社が属する企業グループにおいて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年8月31日現在

従業員数(名)	2,175
---------	-------

- (注) 1 上記従業員は就業人員であり、他社からの出向社員（294名）、嘱託社員（2名）を含んでおります。
2 上記従業員のうち、買収製品等の取引窓口を行っている日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社からの出向社員は292名です。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間における生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別の名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
アップデート&プロダクト・サポート	14,663	3.1
アドバンスト・サポート	735	13.2
エデュケーションサービス	581	△23.5
コンサルティングサービス	1,909	△39.1
合計	17,889	△4.7

(注) 1 金額は、販売価格によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社の生産業務の内容は、アップデート&プロダクト・サポート、アドバンスト・サポート、エデュケーションサービスおよびコンサルティングサービスといったサービス業務であり、個別受注生産の占める割合が僅少であるため、受注状況の記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別の名称		販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
ソフトウェア関連			
	データベース＆ミドルウェア	6,761	△10.1
	ビジネス・アプリケーション	1,104	△22.0
	ソフトウェアプロダクト小計	7,865	△12.0
アップデート＆プロダクト・サポート		14,663	3.1
ソフトウェア関連計		22,528	△2.7
サービス			
	アドバンスト・サポート	735	13.2
	エデュケーションサービス	581	△23.5
	コンサルティングサービス	1,909	△39.1
サービス計		3,225	△29.0
合計		25,754	△7.0

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期会計期間		相手先	当第1四半期会計期間	
	金額(百万円)	割合(%)		金額(百万円)	割合(%)
—	—	—	日本電気㈱	2,940	11.4
—	—	—	富士通㈱	2,684	10.4

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 前第1四半期会計期間においては、主な相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上である相手先がないため、記載を省略しております。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、事業等のリスクに関する重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日（平成21年10月14日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針および見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表等の作成にあたっては、各決算目における資産および負債の金額、各報告期間における収益および費用の金額に影響を与えるような仮定、見積り、判断を必要とします。過去の経験や状況に応じ合理的と判断した入手可能な情報に基づいた仮定、見積り、判断であっても、仮定あるいは条件の変化により、実際の結果と異なる可能性があります。

(2) 経営成績の分析

① 業績の状況

当第1四半期における日本国内の経済環境は、輸出の減少幅縮小や在庫調整の進展により、生産の持ち直しの動きが一部で見られるものの、景気は依然として厳しい状況が続いております。企業の情報システム投資に対する慎重な姿勢は変わらず、IT投資の抑制傾向は継続しております。

このような状況のもと、当社は、親会社のオラクル・コーポレーションによる製品開発と買収による製品ラインナップ強化のもと、データベース、ミドルウェア、ビジネス・アプリケーションといった、企業活動に必要なソフトウェアを一貫して提供できる企業として、ITの新しい価値を創造し、お客様の成功と社会の発展に貢献することで「お客様に長期的に信頼される会社」の実現と新たな成長を目指し、事業活動を継続してまいりました。

そして、前年度より実施している全社的な変革プランに基づき、特にソフトウェアプロダクト部門の営業体制の強化を目指し、お客様視点に立った営業体制の強化・拡大、製品価値の訴求活動の強化、パートナー様との協業体制の強化等の施策を行ってまいりました。

② 売上高

売上高は、IT投資の抑制が続く厳しい環境において、25,754百万円となり、前第1四半期会計期間（以下、「前年同四半期」）比1,945百万円、7.0%減となりました。各部門別の概況は以下のとおりです。

[ソフトウェア関連]

ソフトウェア関連部門の売上高は22,528百万円（前年同四半期比627百万円、2.7%減）となりました。ソフトウェア関連部門は、以下に記載の(i)ソフトウェアプロダクトおよび(ii)アップデート&プロダクトサポートの2部門で構成されます。

(i) ソフトウェアプロダクト

新規のソフトウェアライセンスの販売を行う、ソフトウェアプロダクトの売上高は7,865百万円（前年同四半期比1,070百万円、12.0%減）となりました。データベース&ミドルウェアおよびビジネス・アプリケーションの各部門の状況は次のとおりです。

(A) データベース＆ミドルウェア

売上高は6,761百万円（前年同四半期比758百万円、10.1%減）となりました。

データベースでは、上記の全社的な変革プランを推進するとともに、コスト削減や情報可視化等、厳しい経済環境下において求められるニーズに対応したソリューションの提案活動を強化し、お客様の需要を引き出すべく事業活動を進めてまいりました。また、平成21年1月に販売を開始した「Exadata」は大容量DWH*システム向けを中心に引き続きお客様に高い関心をお持ちいただいております。さらに、パフォーマンス、拡張性、可用性の向上と、「Oracle Database」との統合を強化した最新版インメモリー・データベース製品「Oracle TimesTen In Memory Database 11g」等の提供を開始いたしました。

ミドルウェアは、企業の収益力向上とコスト最適化を強力にサポートする次世代ミドルウェア製品群「Oracle Fusion Middleware 11g」を平成21年7月に発表いたしました。また、アプリケーション・サーバによるシステム間連携のニーズ等を取り込み、堅調に推移いたしました。しかしながら、IT投資の抑制が続く厳しい環境において、減収となりました。

* DWH：データウェアハウジング

(B) ビジネス・アプリケーション

売上高は1,104百万円（前年同四半期比311百万円、22.0%減）となりました。

当部門では、各種業界に特化したソリューションを提供する製品をそろえ、お客様視点に立って、経営課題を解決し、成長を支援する様々なソリューションを提供できる営業体制の強化に取り組んでまいりました。また、ビジネス基盤の変革を促しグローバルにおける競争力強化を支援するERPパッケージの最新版「Oracle E-Business Suite R12.1」を平成21年7月より提供開始いたしました。お客様においては、経営効率化やコスト削減、営業力強化に向けたIT投資への関心は高いものの、全体的には厳しい経済環境下において、IT投資の抑制による影響を受けました。

(ii) アップデート&プロダクトサポート

売上高は14,663百万円（前年同四半期比442百万円、3.1%増）となりました。

製品をご利用いただいているお客様に更新権や技術サポートの提供を行っている当部門では、厳しい経済環境において新規投資が抑制される中、既存の業務システムの運用を安定的に継続していきたいというお客様のニーズに確実に対応してまいりました。また、お客様のシステム環境に応じた最適なサポートを提供する「My Oracle Support」の導入によりサポートレベルの向上に努めるとともに、営業活動を強化することで高い契約率と更新率を維持いたしました。

[サービス関連]

サービス関連部門の売上高は3,225百万円（前年同四半期比1,318百万円、29.0%減）となりました。サービス関連部門は、以下に記載の(i)アドバンスト・サポート、(ii)エデュケーションサービス、(iii)コンサルティングサービスの3部門で構成されます。

(i) アドバンスト・サポート

売上高は735百万円（前年同四半期比85百万円、13.2%増）となりました。

当社がお客様の情報システムや保守・運用管理を行う「Oracle On Demand」ならびに個々のお客様に合わせた先進的かつ予防的なサポートを提供する「Advanced Customer Services」とともに、システムの安定的な稼動と運用負荷の軽減を実現でき、費用対効果も大きいことが顧客から評価されました。

(ii) エデュケーションサービス

売上高は581百万円（前年同四半期比178百万円、23.5%減）となりました。

Oracle Master等の資格取得は、現在の厳しい経済環境下において自らのスキル向上やキャリアアップを目指す技術者の関心が高く、資格取得者数は平成21年7月に20万人を超え、ベンダー資格の中では最大規模となりました。また、企業内のIT技術者育成需要の掘り起こしや、パートナー様との協業の深耕といった営業活動に注力してまいりました。しかしながら、企業の経費削減の影響から定期研修コースの受講等が減少いたしました。

(iii) コンサルティングサービス

売上高は1,909百万円（前年同四半期比1,225百万円、39.1%減）となりました。

お客様の基幹業務を対象としたデータベースおよびフュージョン・ミドルウェア製品の導入支援や運用支援、ならびにビジネス・アプリケーション製品の導入支援やアップグレード支援等を提供してまいりましたが、ソフトウェアプロダクトの販売の伸び悩みや、景気の先行き不透明感による投資抑制の影響を受けました。

③ 営業利益

営業利益は8,338百万円となり、前年同四半期比252百万円、3.1%増となりました。

売上原価では、ソフトウェアプロダクト売上減に伴いロイヤルティが減少し、またサービス部門の人件費および業務委託費が減少したほか、本社移転統合に伴い賃借料が減少いたしました。また、販売費及び一般管理費では、人件費、広告宣伝費、賃借料等が減少いたしました。

④ 営業外損益および経常利益

経常利益は、受取利息等を営業外収益として計上した結果、8,441百万円となり、前年同四半期比256百万円、3.1%増となりました。

⑤ 四半期純利益

四半期純利益は、事業構造改善費用等を特別損失として計上した結果、4,845百万円となり、前年同四半期比28百万円、0.6%増となりました。

(3) 財政状態の分析

当社における第1四半期においては、例年、期末配当と法人税等の納付があり、流動資産、純資産は前事業年度末から減少する傾向があります。

当第1四半期末における総資産は108,493百万円（前事業年度末比10,205百万円減）となりました。流動資産は62,315百万円（前事業年度末比9,828百万円減）、固定資産は46,178百万円（前事業年度末比376百万円減）となりました。負債は32,204百万円（前事業年度末比2,414百万円減）、純資産は76,289百万円（前事業年度末比7,790百万円減）となりました。この結果、自己資本比率は69.9%（前事業年度末比0.6ポイント減、前第1四半期会計期間末比1.6ポイント増）となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

営業活動の結果得られた資金は、7,823百万円（前年同四半期比1,045百万円増）となりました。これは税引前四半期純利益（8,205百万円）の計上、売上債権の減少（5,168百万円）、前受金の増加（3,046百万円）等によるキャッシュ・インの一方、法人税等の支払い（7,269百万円）を行ったことなどによります。

投資活動の結果得られた資金は、7,057百万円となりました（前年同四半期は5,157百万円の支出）。これは前事業年度に実行したOracle USA, Inc.に対する短期貸し付け（37,015百万円）の回収額を、定期預金（30,000百万円）に振り替えたことなどの結果であります。

財務活動の結果使用した資金は、12,723百万円（前年同四半期比371百万円減）となりました。これは期末配当の支払いによるものであります。

以上の結果、当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物は前事業年度末と比べ、2,157百万円増加し、19,621万円となりました。

(5) 対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第1四半期会計期間において、重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	511, 584, 909
計	511, 584, 909

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年8月31日)	提出日現在 発行数(株)(注)1 (平成21年10月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	127, 091, 571	127, 091, 571	東京証券取引所 市場第一部	(注) 2
計	127, 091, 571	127, 091, 571	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」には、提出日の属する月（平成21年10月1日から当四半期報告書提出日まで）に新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。）により発行された株式数は含まれておりません。

2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(イ) 平成14年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成14年9月24日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(注)1	1,646個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	164,600株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	3,870円
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から平成24年8月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 3,870円 1株当たり資本組入額 1,935円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成14年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失および権利行使した分を除いたものであります。

2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。なお、発行日以降に時価を下回る価額で新株発行(新株予約権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3,870円は発行日(平成14年10月1日)の属する月の前月(平成14年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,870円と発行日の終値3,380円との比較により、3,870円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利行使することができる。
 (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部行使することができる。
 ① 平成16年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利行使することができる。
 ② 平成18年10月1日以降、割当された権利のすべて行使することができる。
 (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利行使することができる。
 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ロ) 平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成15年9月24日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(注) 1	1,805個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	180,500株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,931円
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から平成25年8月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 5,931円 1株当たり資本組入額 2,966円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成15年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
- また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,931円は発行日(平成15年10月1日)の属する月の前月(平成15年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,931円と発行日の終値5,710円との比較により、5,931円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利行使が可能である。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成17年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - ② 平成19年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利行使が可能である。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ハ) 平成16年8月25日定時株主総会決議(平成16年9月28日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(注)1	1,807個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	180,700株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,583円
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から平成26年8月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 5,583円 1株当たり資本組入額 2,792円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成16年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
- また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,583円は発行日(平成16年10月1日)の属する月の前月(平成16年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,583円と発行日の終値5,500円との比較により、5,583円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利行使が可能である。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成18年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - ② 平成20年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利行使が可能である。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(二) 平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(注)1	2,189個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	218,900株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,000円
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から平成27年8月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 5,000円 1株当たり資本組入額 2,500円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成17年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
- また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,000円は発行日の属する月の前月(平成17年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,840円と発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日、すなわち平成17年9月30日)の終値5,000円との比較により、5,000円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利行使が可能である。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成19年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - ② 平成21年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ホ) 平成17年8月24日定時株主総会決議による第2回分(平成18年3月23日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(注)1	30個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	3,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,760円
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から平成27年8月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 5,760円 1株当たり資本組入額 2,880円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年3月23日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
- 2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(ニ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額5,760円は発行日(平成18年3月23日)の属する月の前月(平成18年2月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,659円と発行日の終値5,760円との比較により、5,760円としたものであります。
- 3 「(ニ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)」の(注)3に同じであります。
- 4 「(ニ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(ヘ) 平成18年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成18年12月21日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(注)1	2,216個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	221,600株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,490円
新株予約権の行使期間	平成20年12月25日から平成28年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 7,222円 1株当たり資本組入額 3,611円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年12月21日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,490円は発行日(平成18年12月25日)の属する月の前月(平成18年11月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,419円と発行日の終値5,490円との比較により、5,490円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利行使ことができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

- ① 平成20年12月25日以降、割当された権利の2分の1の権利行使することができる。
- ② 平成22年12月25日以降、割当された権利のすべて行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利行使することができる。

4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額5,490円と新株予約権付与時における公正な評価単価1,732円を合算しております。

(ト) 平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成19年10月12日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(注) 1	2,387個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	238,700株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,240円
新株予約権の行使期間	平成21年10月15日から平成29年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注) 5	1株当たり発行価格 6,725円 1株当たり資本組入額 3,363円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成19年10月12日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,240円は発行日(平成19年10月15日)の属する月の前月(平成19年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,104円と発行日の終値5,240円との比較により、5,240円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利行使ことができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

- ① 平成21年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利行使することができる。
- ② 平成23年10月15日以降、割当された権利のすべて行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利行使することができる。

4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額5,240円と新株予約権付与時における公正な評価単価1,485円を合算しております。

(チ) 平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成20年6月27日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(注)1	340個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	34,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	4,679円
新株予約権の行使期間	平成22年6月30日から平成29年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 5,572円 1株当たり資本組入額 2,786円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年6月27日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
- 2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(ト)平成18年8月29日定時株主総会決議による取締役に対する新株予約権の発行(平成19年10月12日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額4,679円は発行日(平成20年6月30日)の属する月の前月(平成20年5月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,679円と発行日の終値4,330円との比較により、4,679円としたものであります。
- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利行使が可能である。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成22年6月30日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - ② 平成24年6月30日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利行使が可能である。
- 4 「(ト)平成18年8月29日定時株主総会決議による取締役に対する新株予約権の発行(平成19年10月12日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,679円と新株予約権付与時における公正な評価単価893円を合算しております。

(リ)平成20年8月22日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成20年9月30日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(注)1	2,848個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	284,800株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	4,787円
新株予約権の行使期間	平成22年10月15日から平成30年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 5,523円 1株当たり資本組入額 2,762円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年9月30日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

4,787円は発行日(平成20年10月15日)の属する月の前月(平成20年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,787円と発行日の終値4,110円との比較により、4,787円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成22年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成24年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,787円と新株予約権付与時における公正な評価単価736円を合算しております。

(ヌ) 平成20年8月22日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成20年12月23日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(注)1	50個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	5,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	3,819円
新株予約権の行使期間	平成23年1月15日から平成30年12月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 4,469円 1株当たり資本組入額 2,235円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年12月23日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(リ)平成20年8月22日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成20年9月30日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額3,819円は発行日(平成21年1月15日)の属する月の前月(平成20年12月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,819円と発行日の終値3,640円との比較により、3,819円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

① 平成23年1月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

② 平成25年1月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 「(リ)平成20年8月22日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成20年9月30日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。

5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額3,819円と新株予約権付与時における公正な評価単価650円を合算しております。

② 旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権方式によるストックオプション
 (イ) 平成12年8月24日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	141,900株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	28,205円
新株予約権の行使期間	平成14年10月1日から平成22年8月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 28,205円 1株当たり資本組入額 14,103円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成12年8月24日開催の第15回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。

2 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行(転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

28,205円は権利付与日(平成12年10月1日)の属する月の前月(平成12年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値28,205円と権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近の取引日、すなわち平成12年9月29日)の終値24,880円との比較により、28,205円としたものであります。

- 3 (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を使用することができる。
 (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
 ① 平成14年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 ② 平成16年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
 (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ロ) 平成13年8月23日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	199,400株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	11,780円
新株予約権の行使期間	平成15年10月1日から平成23年8月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 11,780円 1株当たり資本組入額 5,890円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成13年8月23日開催の第16回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。
- 2 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行(転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,780円は権利付与日(平成13年10月1日)の属する月の前月(平成13年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値9,844円と権利付与日の終値11,780円との比較により、11,780円としたものであります。

- 3 (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成15年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利行使することができる。
 - ② 平成17年10月1日以降、付与された権利のすべて行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年6月1日～ 平成21年8月31日	—	127,091,571	—	22,290	—	33,728

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず記載することができないため、直前の基準日（平成21年5月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 126,489,500	1,264,895	—
単元未満株式	普通株式 598,571	—	—
発行済株式総数	127,091,571	—	—
総株主の議決権	—	1,264,895	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,200株(議決権の数22個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本オラクル株式会社	東京都港区北青山2丁目 5番8号	3,500	—	3,500	0.0
計	—	3,500	—	3,500	0.0

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年6月	7月	8月
最高(円)	3,620	3,840	3,880
最低(円)	3,300	3,560	3,690

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期累計期間（平成20年6月1日から平成20年8月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日）及び当第1四半期累計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期累計期間（平成20年6月1日から平成20年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、また、当第1四半期会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年8月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	46,621	17,464
受取手形及び売掛金	10,139	15,308
有価証券	3,000	—
商品及び製品	3	2
短期貸付金	—	37,015
その他	2,555	2,357
貸倒引当金	△5	△5
流動資産合計	62,315	72,143
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※ 16,335	※ 16,488
土地	26,057	26,057
その他（純額）	※ 1,687	※ 1,785
有形固定資産合計	44,080	44,331
無形固定資産		
投資その他の資産		
その他	2,048	2,170
貸倒引当金	△12	△12
投資その他の資産合計	2,035	2,157
固定資産合計	46,178	46,555
資産合計	108,493	118,699
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,568	4,631
未払金	2,378	3,998
未払法人税等	3,470	7,514
前受金	20,351	17,305
賞与引当金	761	775
その他の引当金	6	—
その他	1,576	302
流動負債合計	32,113	34,528
固定負債		
その他	91	91
固定負債合計	91	91
負債合計	32,204	34,619

(単位：百万円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年8月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年5月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	22,290	22,290
資本剰余金	33,728	33,728
利益剰余金	19,784	27,647
自己株式	△18	△17
株主資本合計	75,784	83,648
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11	△7
評価・換算差額等合計	11	△7
新株予約権	493	438
純資産合計	76,289	84,079
負債純資産合計	108,493	118,699

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成20年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)
売上高	27,700	25,754
売上原価	12,596	10,844
売上総利益	15,103	14,909
販売費及び一般管理費	※ 7,018	※1 6,571
営業利益	8,085	8,338
営業外収益		
受取利息	11	47
有価証券利息	51	0
その他	40	59
営業外収益合計	103	106
営業外費用		
その他	3	3
営業外費用合計	3	3
経常利益	8,185	8,441
特別利益		
新株予約権戻入益	—	1
特別利益合計	—	1
特別損失		
事業構造改善費用	—	※2 218
固定資産除却損	—	19
投資有価証券売却損	1	—
特別損失合計	1	237
税引前四半期純利益	8,183	8,205
法人税等	3,366	3,360
四半期純利益	4,817	4,845

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成20年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	8,183	8,205
減価償却費	215	352
株式報酬費用	51	56
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△0	△0
賞与引当金の増減額（△は減少）	△657	△14
その他の引当金の増減額（△は減少）	△20	6
受取利息及び受取配当金	△70	△67
投資有価証券売却損益（△は益）	1	—
固定資産除売却損益（△は益）	2	19
売上債権の増減額（△は増加）	4,201	5,168
たな卸資産の増減額（△は増加）	1	△0
その他の流動資産の増減額（△は増加）	485	△301
仕入債務の増減額（△は減少）	△409	△1,062
未払金の増減額（△は減少）	△150	△1,619
前受金の増減額（△は減少）	3,414	3,046
その他の流動負債の増減額（△は減少）	△379	1,184
その他	2	5
小計	14,872	14,979
利息及び配当金の受取額	27	113
法人税等の支払額	△8,121	△7,269
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,778	7,823
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△16,978	—
有価証券の償還による収入	37,500	—
有形固定資産の取得による支出	△24,774	△102
投資有価証券の売却による収入	3	—
貸付金の回収による収入	—	37,015
定期預金の預入による支出	—	△30,000
差入保証金の差入による支出	△909	△2
差入保証金の回収による収入	0	146
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,157	7,057
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	10	—
自己株式の取得による支出	△2	△0
自己株式の売却による収入	0	—
配当金の支払額	△13,103	△12,723
財務活動によるキャッシュ・フロー	△13,095	△12,723
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△11,474	2,157
現金及び現金同等物の期首残高	31,942	17,464
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 20,468	※ 19,621

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期会計期間(自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期会計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)
--

会計処理の原則及び手続の変更

「工事契約に関する会計基準」の適用

当第1四半期会計期間より「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）および「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用しております。なお、当社は従来より、当該基準および指針の適用対象である一部のソフトウェアプロダクト売上について進行基準を適用しており、この変更による当第1四半期会計期間の売上高、売上総利益、営業利益、経常利益および税引前四半期純利益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間(自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期会計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)
--

税金費用の計算

当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成21年8月31日)	前事業年度末 (平成21年5月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 2,945百万円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 2,923百万円

(四半期損益計算書関係)

第1四半期累計期間

前第1四半期累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成20年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)
※ 販売費及び一般管理費の主なもの 従業員給与 2,530百万円 賞与引当金繰入額 566百万円	※1 販売費及び一般管理費の主なもの 従業員給与 2,574百万円 賞与引当金繰入額 461百万円
—————	※2 「事業構造改善費用」は事業構造改善の実施に伴い発生した特別退職金、賃借オフィスの撤退に伴う原状回復工事費用等であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成20年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成20年8月31日現在) 現金及び預金 15,972百万円 有価証券 28,976百万円 取得日から償還日までの期間が△24,480百万円 3ヶ月を超える債券 現金及び現金同等物 20,468百万円	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成21年8月31日現在) 現金及び預金 46,621百万円 有価証券 3,000百万円 預入期間が3ヶ月超の定期預金 △30,000百万円 現金及び現金同等物 19,621百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年8月31日) 及び当第1四半期累計期間(自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	127,091,571

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	3,752

3 新株予約権等に関する事項

目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期会計期間末残高 (百万円)
—	—	493

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年7月29日 取締役会	普通株式	12,708	100	平成21年5月31日	平成21年8月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(リース取引関係)

前事業年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

記載すべき重要な変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

重要性が乏しいため記載しておりません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成21年8月31日)	前事業年度末 (平成21年5月31日)
596.40円	658.13円

2 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額

第1四半期累計期間

前第1四半期累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成20年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)
1 株当たり四半期純利益金額 37.91円	1 株当たり四半期純利益金額 38.13円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額 37.90円	潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額 —

(注) 1 当第1四半期累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成20年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期損益計算書上の四半期純利益(百万円)	4,817	4,845
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	4,817	4,845
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	127,086	127,087
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	28	—
(うち新株予約権(千株))	(28)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかつた潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

当第1四半期会計期間
(自 平成21年6月1日
至 平成21年8月31日)

(新株予約権の発行)

当社は、平成21年9月25日開催の取締役会において、平成21年8月27日開催の定時株主総会で承認された、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行について、下記のとおり決議いたしました。

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式310,100株を上限とし、新株予約権1個当たりの目的である株式数は100株とする。

2. 新株予約権の割当対象者及び割当予定数

当社取締役2名に対し50個

当社執行役2名に対し550個

当社従業員492名に対し2,501個

3. 新株予約権の割当日

平成21年10月15日

4. 新株予約権1個と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法

1株当たりの払込金額は、新株予約権の割当日の属する月の前月（平成21年9月）の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が割当日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成23年10月15日から平成31年9月25日まで

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた対象者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役、従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役、従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

- ① 平成23年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成25年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

2 【その他】

剰余金の配当

平成21年7月29日開催の取締役会において、第24期（自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日）の期末配当を行うことを決議いたしました。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年7月29日 取締役会	普通株式	12,708	100	平成21年5月31日	平成21年8月28日	利益剰余金

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年10月14日

日本オラクル株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 太 恵 子 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石 黒 一 裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの第24期事業年度の第1四半期累計期間(平成20年6月1日から平成20年8月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成20年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月14日

日本オラクル株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岸 上 恵 子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 黒 一 裕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成21年6月1日から平成22年5月31日までの第25期事業年度の第1四半期会計期間(平成21年6月1日から平成21年8月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成21年6月1日から平成21年8月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成21年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年10月14日

【会社名】 日本オラクル株式会社

【英訳名】 ORACLE CORPORATION JAPAN

【代表者の役職氏名】 代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤 隆雄

【最高財務責任者の役職氏名】 執行役 専務 最高財務責任者 野坂 茂

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山二丁目 5番8号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤隆雄および当社執行役 専務 最高財務責任者 野坂茂は、当社の第25期第1四半期（自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。